

令和6年度盛岡地区衛生処理組合一般廃棄物処理実施計画

第1 総則

- 1 令和6年度盛岡地区衛生処理組合一般廃棄物処理実施計画の計画期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。
- 2 実施計画区域は、盛岡市（玉山地域は除く）、滝沢市、雫石町を対象とする。

第2 し尿及び浄化槽汚泥等の処理計画

し尿及び浄化槽汚泥等の処理計画については、表-1のとおりとする。

表1 し尿及び浄化槽汚泥等の処理計画

種類	令和6年度処理計画
し尿	23,973 kL
浄化槽汚泥等	15,098 kL
合計	39,071 kL

※浄化槽汚泥等とは、単独浄化槽汚泥、合併浄化槽汚泥、農業集落排水汚泥及びみなし浄化槽汚泥の総称

第3 処理主体

廃棄物の処理主体については、表-2のとおりとする。

表2 廃棄物の処理主体

種類	処理主体	
	収集運搬	処理
し尿	盛岡地区衛生処理組合が許可する業者	盛岡地区衛生処理組合
浄化槽汚泥等	盛岡地区衛生処理組合が許可する業者	盛岡地区衛生処理組合

第4 処理計画

1 収集運搬計画

収集運搬計画については表-3のとおりとする。

表3 収集運搬計画

種類	収集運搬の方法	収集運搬見込量
し尿	許可業者が収集運搬する。	23,973 kL
浄化槽汚泥等	許可業者が収集運搬する。	15,098 kL

2 処理計画

(1) 中間処理施設

中間処理施設の概要については以下のとおり。

滝沢処理センター

- ・所在地 岩手県滝沢市大崎 9 4 番地 1 9 4
- ・処理能力 1 7 0 kL／日（し尿：1 2 0 kL／日、浄化槽汚泥 5 0 kL／日）

1 第一処理棟

- ・処理能力 水処理：1 0 0 kL／日（し尿：7 0 kL／日、浄化槽汚泥 3 0 kL／日）
- ・処理方式 標準脱窒素処理方式＋高度処理

※高度処理については第一・第二処理棟の処理水全量を処理

- ・供用開始 昭和 6 0 年 1 1 月

2 第二処理棟

- ・処理能力 水処理：7 0 kL／日（し尿：5 0 kL／日、浄化槽汚泥 2 0 kL／日）
資源化：1 7 0 kL／日

※第一処理棟、第二処理棟から発生する汚泥全量を資源化

- ・処理方式 水処理：膜分離高負荷脱窒素処理方式＋高度処理（第一処理棟）
資源化：油温減圧乾燥処理方式

- ・供用開始 平成 1 7 年 1 1 月

(2) 中間処理計画

処理計画については、計画的な受入を行わなければならない。浄化槽汚泥については、施設の運転管理上、1 日の受入量の 3 0 % を基本とし、計画的に受入を行うこととする。

(3) 資源化計画

余剰汚泥、し渣は汚泥再生処理センターにおいて油温減圧乾燥処理方式で肥料として資源化する。

資源化製品は地元還元することを基本とする。

(4) 最終処分計画

最終処分計画については表 4 のとおりとする。沈砂物及び受入槽及び貯留槽清掃汚泥は、一般廃棄物処理の許可を受けている業者に委託し最終処分する。

表 4 最終処分計画

施設名	廃棄物の種類	収集運搬の方法	最終処分の場所と 処理方法
滝沢処理 センター	し尿、浄化槽 汚泥沈砂物	一般廃棄物（汚泥等）収集 運搬許可業者による運搬	一般廃棄物（汚泥等）処理 許可業者による焼却処分
	受入槽、貯留 槽清掃汚泥	一般廃棄物（汚泥等）収集 運搬許可業者による運搬	一般廃棄物（汚泥等）処理 許可業者による焼却処分